平成２５年（フ）第９６０８号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野8261―９
債務者　田畑　雄二
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６５１号
東京都福生市大字福生1975―２―703
債務者　林　　幸子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６５２号
東京都葛飾区堀切５丁目33―12　リブステージ本田マンションⅡ302号
債務者　佐藤　広三
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６９３号
東京都葛飾区東新小岩４丁目４―17　三吉荘
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６９４号
埼玉県草加市新栄町788番地　プラチナシニアホーム草加
債務者　早川　宣彦（旧姓野川）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７０６号
東京都江東区亀戸９丁目６―15―217
債務者　松浦　邦夫
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７０７号
東京都板橋区高島平２丁目28―６―1327
債務者　伊藤　隆裕
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７１０号
東京都三鷹市井の頭５丁目７―38―304
債務者　大山　　亮
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７１１号
神奈川県川崎市麻生区下麻生１丁目２―６―204
債務者　佐々木　範
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７２４号
千葉県成田市本城13―36
債務者　岡野　有加（旧姓反頭）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７２７号
東京都葛飾区堀切８丁目９―４―309
債務者　田中　一平
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７２８号
埼玉県新座市東１丁目２―15―101
債務者　倉持　美紀
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５００号
神奈川県綾瀬市寺尾南３丁目19番18号　畠山アパート101
債務者　小嶋　留里
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７号
岐阜県高山市片野町４丁目210番地
債務者　小林　達藏
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午後４時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
岐阜県高山市片野町４丁目210番地
債務者　小林　政子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午後４時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係